

# こども誰でも通園制度(仮称) 試行的事業 笠間市こども誰でも通園事業の実施について



利用者募集

## こども誰でも通園事業とは？

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での子育て支援を強化するため、国では令和8年度より「こども誰でも通園制度」の実施を検討しています。笠間市では先駆けてその試行的事業を実施しています。

## 1. お仕事をしていなくても保育所を利用できます！

通常0歳から3歳未満の子どもが保育施設を利用するためには、自家保育できない理由(就労等)が必須となりますが、「こども誰でも通園事業」は、「すべてのこどもの育ちを応援する」ことを目的としていますので、自家保育ができない等の理由は問いません。

保護者が専業主婦(夫)、育児休業中でも保育所を利用できます。



## 2. お子さんの「わくわく」や 「楽しい！」が増えるかも♪

たくさんのお友達と遊んだり、おうちとは違う体験ができることで、お子さんの心と体の成長が期待されます。普段と違うお子さんの一面が見つけれられるかもしれません。

また、本格的な就園の前に集団生活を体験することで、スムーズに就園へ移行できることが期待されます。



## 3. 専任の保育士に 子育ての悩みを相談できます！

悩み事や心配事はありますか？

例えば

- ・泣いてばかりいます。私の子育て間違ってるの？
  - ・食事(離乳食)をあまり食べません。栄養は足りてるの？
  - ・トイレトレーニングがうまく進まなくて凹んでいます。
  - ・言葉があまり出ません。発達が気になります。 など
- 保護者の育児の不安解消のため、専任の保育士が相談に応じ、育児への助言や市内の子育てサービスをご案内します。

### 一人で抱え込まないで

集団生活にうまく馴染めるか心配。幼稚園・認定こども園の入園前に集団生活を体験させたい。

毎日一人での育児に心も体も限界。ゆっくり休める時間が欲しい。



事業概要、利用方法は裏面をご確認ください

その他、詳細や最新の情報は市のホームページをご確認ください。

# 笠間市子ども誰でも通園事業 概要

実施施設

笠間市くるす保育所（笠間市来栖73-1）

対象児童

笠間市在住で、0歳6か月～3歳未満の保育施設に通っていない児童

実施内容



保育時間：午前9時30～午後1時30分

・定期的な利用を基本としますが、1時間単位での利用にも柔軟に対応いたします。1か月10時間まで利用が可能です。

利用料：1時間 250円（世帯状況により利用料の免除があります。）

定員

1日 5名程度

希望者が定員を超える場合でも柔軟に対応いたします。



事業期間

令和7年3月31日まで

利用申請

子ども福祉課及び各支所保険福祉課において随時受付中

《8月1日から電子申請での受付を開始します》

## 利用の流れ

右記のQRコードを読み取り「いばらき電子申請・届出サービス」から申請できます。



### 1. 利用承認申請

QRコードを読み取り「いばらき電子申請・届出サービス」により、オンラインにて申請いただくか、子ども福祉課または各支所保険福祉課へ利用承認申請書を提出いただくか、いずれかの方法で申請して下さい。

### 2. 利用承認

子ども福祉課において申請内容を審査し「利用承認書」を交付します。

### 3. 利用登録

くるす保育所へ利用承認書を提示したうえで「利用登録申請書」を提出し、利用登録をしてください。

### 4. 利用面談

くるす保育所で保育士と面談を行い、お子様の状況の確認や利用日時の調整をいたします。

### 5. 利用日の決定・利用の開始

面談を基に保育士が個別に保育計画を作成し、後日くるす保育所から利用日を連絡します。指定された日にお子様を連れて登所してください。お子様が慣れるまでの間は、親子通所も可能です。

### 6. 利用料について

利用料はひと月分をまとめて翌月末までに、納入通知書により市役所会計課の窓口又は市内金融機関での支払いとなります。

### 7. その他

今後のより良い事業展開のため、利用終了後にアンケートへの回答にご協力をお願いいたします。

★お問い合わせ先

子ども部 子ども福祉課

☎0296-77-1101

保育グループ（内線162・163）

★実施施設

笠間市くるす保育所

笠間市来栖73-1

☎0296-72-0563

